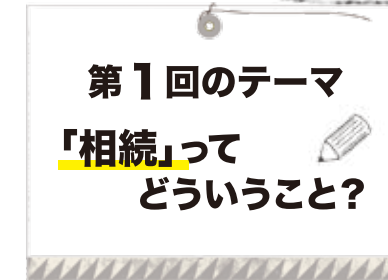


●●●●● 備えて安心! 相続のキホンのキ!

平成27年1月1日より、相続税の改正でにわか
に脚光を浴びる「相続」。でも、わからないことが多
い「相続」。難しいからと嫌わないで、まずは「キノ
ンのキ」から親しみましょう♪



Vol.1

Q::「そもそも「相続」ってどういうこと?」
A::どなたかが亡くなったときに、その方
の「財産」を「一定の人たち」で引継いでい
くことを「相続」と言います。

Q::「財産」って?」

A::預金や不動産、株式などの有価証券、
貴金属や車などはもちろんですが、注意が必
要なのは借金や一部の義務なども「財産」に
あたります。

Q::「借金もですか。それは嫌だな。」

A::そうですね。そういう場合は、「相続
放棄」や「限定承認」などの方法があります。
「相続放棄」は一切の財産や権利義務を引継
がないこと。「限定承認」は、引継ぐ財産が
プラスになる範囲内でのみ、相続するという
ことです。どちらも選ばないと、「単純承認」
といって、プラスもマイナスも全ての財産を
相続することになります。

Q::「一定の人たち」って?」

A::まず、その「一定の人たち」のことを「相
続人」といいます。この言葉を、覚えておい
てくださいね。ちなみに、亡くなった人のこ
とを「被相続人」といいます。

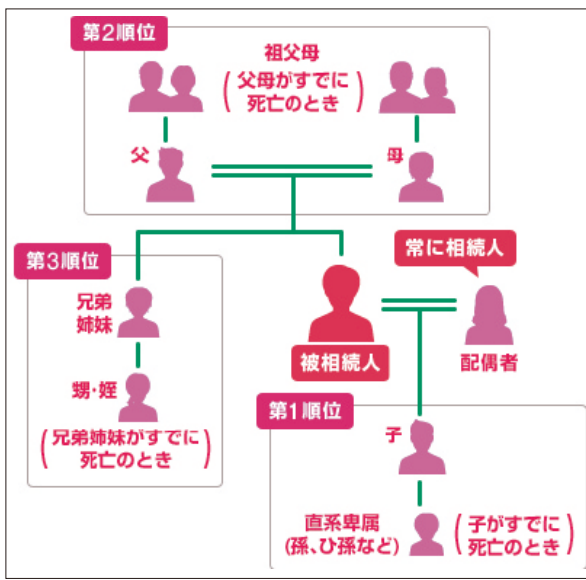


相続人には、被相続人の配偶者（夫・妻
のこと）、お子さん（養子を含む）や両親、
兄弟姉妹、お孫さんがなることとなります。
ただ、全員ではなく、順番や優先順位、誰
がどういふときに相続人になるのかが「民
法」という法律で決められています。だか
らこれを、「法定相続人」と呼びます。なお、
「内縁の夫・妻」（婚姻関係のない夫・妻）
は相続人になれません。

Q::では、「法定相続人」に必ず財産を渡
さなければいけないんですか?」

A::実は、そうでもないんです。被相続人が、
生前に、「遺言」で「財産をくに相続させる」
と指定してあげると、「法定相続人」よりも
その「遺言」の内容のほうが優先されます。

【表1】



詳しくは
お気軽に
お問い合わせ
ください!

第2回のテーマ
「法定相続分と相続税」
です! お楽しみに



吉村 征一郎先生

PROFILE

長野県上田市生まれ。富山大学
経済学部経営法学科卒。富山大
学を卒業した後、オーバード
ホールで舞台技術の仕事に就
く。その後、不動産業に転職。現
在は独立、不動産業と行政書士
の業務を行う。37歳。



行政書士事務所 Stepup
076-482-5489

住所：富山県富山市東町一丁目5番地8クリスタルビル101号室
Mail：stepup@fudousan.ne.jp
HP：http://www.fudousan.ne.jp/stepup/

